

ひとり親家庭のために

ひとり親家庭とは、離婚・未婚・死別等の様々な事情により、父または母の片方いずれかがお子さんを育てている家庭です。また、父または母が重度の障害にあるお子さんの家庭についても、下記の制度等の対象となる場合があります。安心してお子さんを育てたいあなたを応援します。

おもな制度や事業

名称	内容	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭や、父(母)が重度の障害状態にある家庭の児童を監護している母(父)、または父母にかわって児童を養育している人に対して支給します。(所得制限あり)	こども家庭 若者課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の経済的自立・安定を図るために子の進学資金やひとり親の就学・就業等に必要な資金を貸付けます。	
就労支援	生活の安定や自立のために就労を希望するとき、または就労のために教育訓練を受けたい時に、母子・父子自立支援員が相談に応じます。	
自立支援教育訓練給付金	対象となる講座を受講し修了された場合、受講料の6割を支給します(上限あり)。 ※支給割合は変更になる場合あり。事前に相談・申請が必要。	
高等職業訓練促進給付金	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士などの資格取得を目的とし、養成機関で6か月以上のカリキュラムを受講するひとり親家庭の母および父に、生活資金を支給します。事前に相談・申請が必要です。	
高卒認定試験合格支援給付金	中退を含む、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親子が高卒認定試験の合格を目指して受講した講座の受講費用の一部を助成します。また、子育てが一段落した後の将来を見据え、学士号等を取得する場合に、大学授業料等の一部を助成します。事前に相談・申請が必要です。	
日常生活支援事業	一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合、または生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合、家庭生活支援員が家事や児童の世話などをお手伝いします。	幼児課
認可保育施設利用者負担額等(保育料・副食費)の減免	認可保育所等に入所(園)されている乳幼児を持つ母子・父子家庭の保護者に対して、利用者負担額等の減免があります。(所得等により対象にならない場合あり)	
ひとり親家庭医療費助成	保険適用医療費の一部負担金を助成します。(所得制限あり) 自己負担金あり。(※本人、扶養義務者等の市民税が非課税の場合は自己負担金なし)	保険年金課

問合せ こども家庭若者課 (TEL)561-2364 (FAX)561-6780
 幼児課 (TEL)561-2365 (mail)yoji@city.kusatsu.lg.jp
 保険年金課 (TEL)561-6975 (FAX)561-2480

母子・父子自立支援員より

ひとりでお子さんを育てておられるお母さん、お父さん、ひとりで悩んでいませんか？
 また、もしひとりでこどもを育てていくことになったら…？という思いが心をよぎった方、
 これからのこと、一緒に考えましょう！
 あなたとお子さんが健やかに過ごせるよう、いろいろな制度があります。
 ご家庭のこと、お子さんのこと、仕事のこと、まずはあなたの思いを聞かせてください。

